

経済産業省

官 印 省 略
20250415中第3号
令和7年4月22日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「令和7年度中小企業者に関する契約の方針」の作成等に関する
依頼について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき、本日、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。

国等の契約の基本方針では、官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、今年度の目標として、官公需総額に占める割合を引き続き61%、うち新規中小企業者の割合を3%以上と定め、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会を増大に向けた方策について取り組むものとしております。

貴職におかれましては、中小企業・小規模事業者向け契約目標が達成されるよう、今後とも、最大限の御尽力と御配慮をお願いいたします。

また、国等の契約の基本方針の決定に伴い、下記に掲げる事項について遺漏なく御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 官公需法第5条第1項の規定に基づき、国等の契約の基本方針に即して、貴府（院、所、庁、省）の契約に関し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針（以下「契約の方針」という。）を速やかに作成するとともに、所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及びデジタル庁を除く。）に対し、当該独立行政法人等における契約の方

針の作成を指示していただくこと。

2. 地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくこと。
3. 国等の契約の基本方針において、引き続き「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する」とされているところ、これに該当する会社及び同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、要請文書の発出等を行っていただくこと。

※総務大臣宛てについては、3. を4. に繰り下げた上で、3. として以下を挿入して施行する。

3. 地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくよう周知いただくこと。

※発出先：

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長、内閣総理大臣、デジタル大臣、復興大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣